第百五十六条の六第一項中「債務の引受け」を「債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること」に改め、同条第二項中「（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。以下この条、第百五十六条の十三、第百五十六条の十四及び第百五十六条の十七第一項において同じ。）」を削る。

第百五十六条の七第二項第二号中「及び当該取引の対象とする金融商品の種類」を削り、同項第四号中「債務の引受け」を「引受け、更改その他の方法による債務の負担」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　連携金融商品債務引受業務（第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務をいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあつては、連携金融商品債務引受業務に関する事項

第百五十六条の十一の二第一項中「として引き受けた」を「として引受け、更改その他の方法により負担した」に、「を引き受けた」を「を負担した」に改める。

第百五十六条の十二の次に次の二条を加える。

（発行済株式の総数等の縦覧）

第百五十六条の十二の二　金融商品取引清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の内閣府令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

（資本の減少の認可等）

第百五十六条の十二の三　金融商品取引清算機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2　金融商品取引清算機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十六条の十三の見出し中「資本金の額等」を「営業所等」に改め、同条中「第百五十六条の三第一項第二号」を「第百五十六条の三第一項第三号」に改める。

第百五十六条の十四第一項中「、ロ又はホ」を「からへまで」に改める。

第百五十六条の十五及び第百五十六条の十六を次のように改める。

（報告の徴取及び検査）

第百五十六条の十五　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引清算機関、その清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者に対し当該金融商品取引清算機関の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引清算機関若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該金融商品取引清算機関の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（業務改善命令）

第百五十六条の十六　内閣総理大臣は、金融商品取引清算機関の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引清算機関に対し、業務の内容若しくは方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章の三第二節中第百五十六条の二十一の前に次の一条を加える。

（日本銀行からの意見聴取）

第百五十六条の二十の二十三　内閣総理大臣は、この章の規定に基づく処分を行うために必要があると認めるときは、日本銀行に対し、意見を求めることができる。

第五章の三第二節を同章第四節とし、同章第一節の次に次の二節を加える。

第二節　外国金融商品取引清算機関

（免許）

第百五十六条の二十の二　外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者は、前節の規定にかかわらず、この節の定めるところにより、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行うことができる。

（免許の申請）

第百五十六条の二十の三　前条の免許を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称
二　資本金の額又は出資の総額
三　本店又は主たる事務所の所在の場所
四　国内に事務所があるときは、その所在の場所
五　役員の役職名及び氏名
六　国内における代表者の氏名及び国内の住所
七　金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

2　前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項第一号から第四号までに掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
二　定款（これに準ずるものを含む。以下この章において同じ。）
三　業務方法書
四　貸借対照表及び損益計算書
五　収支の見込みを記載した書類
六　未決済債務等（第百五十六条の二十の九第一項に規定する未決済債務等をいう。次条第一項第五号において同じ。）の決済を行うために必要な担保の徴求の方法その他の当該決済の仕組み及び当該決済の業務を行うための設備、人員その他の体制の概要を記載した書類
七　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3　前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（免許審査基準）

第百五十六条の二十の四　内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　免許申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。
二　定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
三　金融商品債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、金融商品債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。
四　その人的構成に照らして、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
五　未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。